

入居者総合保険ご加入にあたっての留意事項

■保険金をお支払いできない主な場合

各補償共通

- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

家財に対する補償（家財補償）

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ・事故の際における保険の目的の紛失または盗難
- ・保険の目的が屋外にある間に生じた盗難
- ・持ち出し家財である自転車の盗難

修理費用に対する補償（修理費用補償）

- ・保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主が所有し、または運転する車両またはその積載物の衝突または接触

貸主に対する賠償責任の補償（借家人賠償責任補償）

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ・被保険者の心神喪失または指図
- ・被保険者が借用している借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事
- ・被保険者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任

他人に対する賠償責任の補償（個人賠償責任補償）

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ・専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ・航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

■ご契約時にご確認いただきたいこと（告知義務）

ご契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出いただく義務（告知義務）があります。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。特にご契約者の氏名・住所、被保険者の氏名・生年月日、家財を収容する建物の所在地、用法、他の保険契約（保険の目的を同一とする他の保険契約または共済契約）の有無等にご注意ください。

■ご契約後にお知らせいただきたいこと（通知義務）

ご契約者または被保険者には、ご契約後に契約内容に次のいずれかに該当する変更が生じた場合には、遅滞なく、当社にご通知いただく義務（通知義務）があります。

- ①ご契約者が住所または通知先を変更したこと。
- ②被保険者が借戸室に居住しなくなったこと。
- ③借戸室の用途を変更したこと。

・上記の事実の発生によってこの保険の引受範囲を超えることとなった場合には、当社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができ、また、この場合に解除の原因となった事実に基づいて発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。

■事故が起こったときの手続き

・事故が発生した時は、遅滞なく代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

■保険金をお支払いした後のご契約

・家財補償の保険金の支払額が1回の事故で家財補償の保険金額に達した場合には、ご契約は損害発生時に失効します。それ以外の場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額しません。

- ・このパンフレットは、入居者総合保険の概要を紹介したものです。保険金のお支払条件・ご契約手続、その他この保険の詳しい内容は弊社または取扱代理店へご照会ください。
- ・ご契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもこの記載のことがらをお伝えください。
- ・取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務等の代理店業務を行っております。したがって取扱代理店にご締結いただいた有効に成立したご契約は弊社と直接締結されたものとなります。
- ・家財総合保険の保険期間は2年で、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- ・ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」をよくお読みください。ご不明な点がある場合には取扱代理店までお問い合わせください。
- ・ご契約に関する個人情報は、弊社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。

関東財務局長（少額短期保険）第27号登録

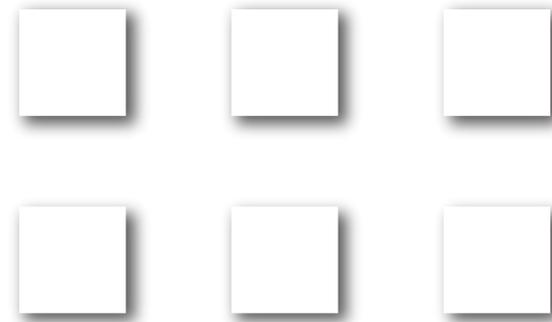
エヌシーシー少額短期保険株式会社

〒175-0094 東京都板橋区成増 3-11-3

成増アクト I 102号

TEL03-3979-6666 FAX03-3939-2172

取扱代理店

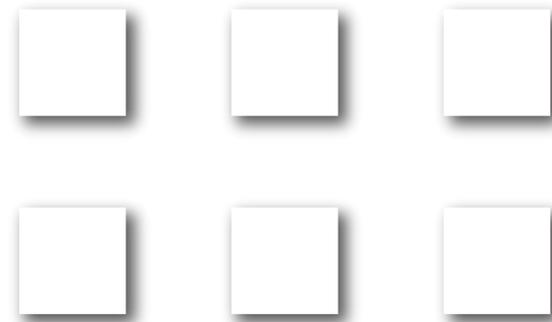


♥ 賃貸ライフをサポート

入居者総合保険

賃貸住宅の入居者の方々へ「あんしん」をお届けする少額短期保険です

家財補償 借家人賠償責任補償 修理費用補償 個人賠償責任補償



関東財務局長（少額短期保険）第27号登録

 エヌシーシー少額短期保険株式会社
NCC S.S.I.

商品の仕組み

賃貸マンション・ アパートに お住まいの方に

商品の仕組み

「入居者総合保険」は、火災・風災・水災・盗難等をはじめとするさまざまな事故により、家財が損害を受けたときに保険金をお支払いします。また、事故による借用住宅の損害を賃貸借契約に基づき修理した場合や、大家さんへの賠償責任、日常生活における他人への賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いする、賃貸住宅にお住まいの方向けの保険です。

商品の概要および支払限度額

「入居者総合保険」は、次のとおり①家財補償②修理費用補償③借家人賠償責任補償④個人賠償責任補償の4つの補償が含まれています。各々の保険金額の合計額が1,000万円を超える場合でも、同一の事故に対する保険金の支払限度は、上記①と②の補償の合算で1,000万円、上記③と④の補償の合算で1,000万円となります。

4つの安心を 充実の内容で お応えします

入居者総合保険 普通保険約款

家財補償

修理費用補償

借家人賠償責任補償

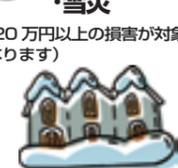
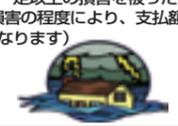
個人賠償責任補償

保険金の支払額は合計1,000万円が限度

保険金の支払額は合計1,000万円が限度

家財に対する補償 (家財補償)

①から⑦の事故によって、家財に損害が生じた場合、損害にあった家財と同程度のものを新たに購入するために必要な費用を補償します。

1 火災 	2 落雷 	3 破裂・爆発 	4 風災・ひょう災・雪災 (20万円以上の損害が対象となります) 	5 物件の落下・飛来・衝突 
6 漏水などによる水漏れ 給排水設備に生じた事故または他人の住居からの水漏れ 	7 騒じょう・集団行動等に伴う暴力行為 デモ・労働争議等に伴う暴行・破壊活動による損害 	8 盗難 盗難による家財の盗取、き損、汚損および通貨・預貯金証書の盗難による損害（損害の程度により、支払額が異なります） 	9 持ち出し家財 他の建物内で①～⑧の事故により損害を被ったとき 	10 水災 台風・暴風雨等による高潮、高潮、土砂崩れ等の水災によって一定以上の損害を被ったとき（損害の程度により、支払額が異なります） 

(注)⑨持ち出し家財については、⑧の通貨・預貯金証書の盗難による損害は補償の対象外です。

臨時費用	①から⑦の損害保険金が支払われる場合、プラスしてお支払いします。
残存物取片づけ費用	①から⑦の損害保険金が支払われる場合、残存物を取り片づけるのに実際にかかった費用をお支払いします。
損害防止費用	消火活動に使った消火剤の再調達費など損害防止に役立った費用をお支払いします。
仮住まい費用	損害保険金が支払われる場合で、借用戸室が半損以上の損害を受け、借用戸室に居住できなくなった場合の仮住まい費用をお支払いします。
ピッキング防止費用	借用戸室のドアロックがピッキングにより開錠された場合・いたずらにより破損した場合にドアロックの交換費用・防犯装置の設置費用をお支払いします。

修理費用に対する補償 (修理費用補償)

- 借用戸室に次の損害が生じた場合に、賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に自己の費用でこれを修理したときに補償します。
 - 上記家財補償の①から⑧までの事故による損害
 - 借用戸室の窓ガラスの熱割れによる損害
 - 借用戸室内における被保険者の死亡による損害
- 借用戸室内で被保険者が死亡し、賃貸借契約が終了する場合の、被保険者の遺品整理費用を補償します。

貸主に対する賠償責任の補償 (借家人賠償責任補償)

火災、破裂・爆発または給排水設備に生じた事故に伴う水濡れによって、借用住宅に損害を与えた場合、貸主に対する法律上の賠償責任を補償します。

他人に対する賠償責任の補償 (個人賠償責任補償)

借用住宅の所有・使用・管理または日常生活において、被保険者やご家族の方が他人に対してケガをさせたり、他人の財物に損害を与えた場合、他人に対する法律上の賠償責任を補償します。

■保険の目的について

次のものについては、保険の目的である家財の範囲に含まれません。

- 自動車、自動三輪車、自動二輪車、原動機付自転車（総排気量が125ccを超えるもの）
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、通貨、預貯金証書の盗難による損害にのみ、これを保険の目的として取り扱います。
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円をこえるもの
- 稿本、設計書、木型、金型、図案、証書、帳簿各種媒体記録に保存される情報（プログラムまたはデータ）その他これらに類するもの
- 商品、什器備品、商品製品その他これらに類するもの

■被保険者の範囲について

この保険の被保険者は、借用戸室に居住する保険証券記載の被保険者本人およびその方と生活の本拠として借用戸室に同居する親族とします。



※文中の説明は支払条件の一部です。支払条件および限度額等の詳細は入居者総合保険普通保険約款をご覧ください